

茨城県報 第7306号

昭和59年12月17日

月 曜 日

目 次

規 則

(教育委員会)

●茨城県産業教育審議会運営規則の一部を改正する規則……………	ページ 1
--------------------------------	----------

告 示

●字区域の変更(2件)(地方課)……………	2
●結核予防法に基づく医療機関の指定等(保健予防課)……………	5
●漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生(水産施設課)……………	6
●土地改良法に基づく換地計画の審査(2件)(農地管理課)……………	6
●道路の供用開始(道路維持課)……………	7
●土地区画整理組合の設立認可(都市計画課)……………	7

(選挙管理委員会)

●委員が欠員となつた旨の告示……………	8
---------------------	---

公 告

●昭和59年度蚕業改良指導員資格試験合格者(蚕糸課)……………	8
●宅地開発事業の工事完了(建築指導課)……………	8
●開発行為の工事完了(4件)(")……………	9
●道路位置の指定(")……………	10

規 則

(教育委員会)

茨城県教育委員会規則第9号

茨城県産業教育審議会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和59年12月17日

茨城県教育委員会委員長 成 田 弘 市

茨城県産業教育審議会運営規則の一部を改正する規則

茨城県産業教育審議会運営規則(昭和45年茨城県教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 産業経済界における学識経験がある者

- (2) 教育界における学識経験がある者
- (3) 勤労界における学識経験がある者
- (4) 関係行政機関の職員

第6条中「行なう」を「行う」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第1540号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき牛久町内の字区域の一部を次のとおり変更する旨同町長から届出があつた。

昭和59年12月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字桂字新切中道添 2164, 2165

〃 字新切官林道添 2186, 2187

〃 字新切 2188から2194まで, 2200

〃 字新切中 2195から2197まで, 2199

〃 字新切道添 2201の1, 2201の2

〃 字ミノワ台 2202のイ, 2202のロの1, 2202のロの2

〃 字みのり台 2202のロ

〃 字ミノワ谷台 2203のイ, 2203のロ

〃 字庚申塚 2204の1から2204の7まで, 2205のイ, 2205のロ, 2206のイ, 2206のロ, 2207の1, 2207の2, 2208のイ, 2208のロ

〃 字みのエ谷ツ 2209

〃 字箕輪谷ツ 2210

〃 字みの巳谷 2211, 2212の1, 2212の2, 2212のイ, 2213, 2215

〃 字蓑輪谷ツ 2214

〃 字ミノワ谷ツ 乙2215, 乙2216の1

〃 字ミノワ 乙2216の2

〃 字赤塚 2216, 2217のイ, 2217のロ, 2218, 2218の1, 2219のイ, 2219のロ, 2220のイ, 2220のロ, 2221のイ, 2221のロ, 2222のイ, 2222のロ, 2223のイ, 2223のロ, 2224のイ, 2224のロ, 2225の1, 2225の2, 2228のイ, 2228のロ, 2229の1, 2229の2, 2232のイ, 2232のロ, 2233のイ, 2233のロ, 2234のイ, 2234の2, 2235の1, 2235の2, 2236, 2237のイ, 2237のロ, 2238のイ, 2238のロ, 2239か

ら2244まで, 2246から2254まで

- " 字赤墳 2255の1から2255の4まで
- " 字中峯谷 2257, 2258
- " 字中峯谷ツ 2259
- " 字中嶺谷ツ 2260から2262まで
- " 字三ツ股東谷ツ 2263, 2267, 2269, 2276, 2281, 2282
- " 字三ツ股東谷 2264から2266まで, 2268, 2270, 2271の1, 2272から2275まで, 2277, 2278, 乙2278, 2279, 2280
- " 字三ツ又東谷ツ 2271の2
- " 字柏峯 2721, 2722, 2725のイ, 2725のロ, 2726のイ, 2726のロ, 2729のイ, 2729のロ
- " 字獅子見塚谷 2730, 2734, 2736から2738まで, 乙2738, 2739, 2739の1, 2740
- " 字獅子見塚合 2731
- " 字獅子見塚谷ツ 2732, 2733, 2735
- " 字獅子見塚 2741の1から2741の9まで, 2742
- " 字獅子見塚久保 2742の1
- " 字三斗栗 2743の1から2743の17まで, 2744の1, 2744の3, 2744の5から2744の14まで
- " 字三斗栗山 2744の2
- " 字三斗蒔 2744の4
- " 字月出里道 2745の1から2745の3まで, 2745の5から2745の9まで, 2746の1から2746の5まで, 2749, 2749の1の1から2749の1の15まで, 2749の1の17, 2749の16, 2749の18から2749の23まで, 2749の36から2749の38まで, 2749の40, 2749の41, 2749の43, 2749の53から2749の55まで
- " 字月出里 2745の4

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部並びに大字桂字真木積場2105のイ, 大字桂字新切官林道添2181, 大字桂字柏峯2718, 2720のイ, 2723のイ, 2724のイ, 2727のイ, 2728の1から2728の3までに隣接する道路である国有地の全部を大字桂に変更

~~~~~

**茨城県告示第1541号**

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第1項の規定に基づき阿見町内の字区域の一部を次のとおり変更する旨同町長から届出があつた。

昭和59年12月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字追原字南田 1700から1703まで, 1719, 乙1720, 1720の1, 1720の2, 1722, 1723, 1735, 1736の1, 1736の7

- " 字間木ノ内 1721, 1724の1, 1724の2, 1725, 1726, 1726の1, 1727から1730まで, 1731の1から1731の4まで, 1732, 1733の1, 1734の1, 1734の2, 1750の1, 1751, 1752, 1753の1から1753の4まで, 1754のイ, 1754のロ, 1755, 1756の1, 1756の2, 1757, 1757の1, 1758から1761まで, 1762の1, 1762の2, 1763から1773まで, 1774の1から1774の3まで, 1775から1779まで, 1780の1, 1780の2, 1780のロ, 1781から1783まで, 1784の1, 1784の2, 1785の1, 1785の2, 1786から1789まで, 1790の1から1790の6まで, 1790のロ, 1791から1795まで, 1796の2, 1796の3, 1803の6, 1804の3
- " 字重根谷津 2464の2
- " 字梶内 2477の1, 2477の2, 2478, 2479の1, 2479の2
- " 字御嶺神田 2480, 乙2482, 2550, 2551, 2553から2558まで, 2559のイ, 2559のロ, 2560, 2560の1, 2561の1, 2562, 2562の1, 2563から2565まで
- " 字御嶺新田 2561の2, 2561の3
- " 字御嶺神内 2481, 2482の1, 2482の2, 2483から2486まで
- " 字道地台 2534
- " 字石橋台 2548の1から2548の3まで, 2549の1, 2552
- " 字御嶺 2528から2532まで, 2537の4, 2537の5, 2538の2, 2539, 2540, 2541の1, 2541の2, 2542の1, 2542の2, 2543の1, 2543の2, 2544の2, 2545から2547まで, 2547の1, 乙2550
- " 字落合 2566のイ, 2566のロ, 2567, 2567の1, 2568から2570まで
- " 字八中蒔 2584の1, 2585の1, 2589の1, 2591の4から2591の6まで
- " 字儘田 2571, 2572, 2572の1, 2573から2576まで, 2577のイ, 2577のロ, 2578の1, 2578のロ, 2579の1, 2579の3, 2594の1, 2595の2, 2596から2601まで, 2602のイ, 2602のロ, 2603から2605まで, 2605の1から2605の4まで, 2606, 2607の1, 2608の1, 2608の2, 2609, 2610, 2611の1, 2611の2, 2612から2618まで, 2619の1から2619の3まで, 2620, 2620のロ, 2621, 2621の1, 2622から2632まで, 乙2632, 2633から2635まで, 2636のイ, 2636のロ, 2637, 2637の1, 2637の2, 2638, 2638の1, 2639, 2639の1, 2640の1, 2641から2651まで, 2651の1, 2652のイ, 2652のロ, 2653の1から2653の4まで, 2654のイ, 2654のロ, 2655の1から2655の3まで
- " 字松子 2656から2658まで, 2660, 2661の1, 2661の2, 乙2661, 乙2661の1
- " 字儘田台 乙2684
- " 字太田池ノ上 2662, 乙2662, 2663の1, 2663の2, 2664から2667まで, 2667の1, 2668, 2669, 2670のイ, 2670のロ, 2671, 2672, 2683, 2684, 2691, 2692
- " 字太田池ノ下 乙2442, 乙2443

- " 字太田久保 2673のロ, 2673の1, 2673の2, 2674, 2675, 2676の1, 2676の2, 2677の1, 2677の2, 2678, 2679, 2680の1, 2680の2, 2681, 2682, 乙2683, 2685から2690まで, 乙2694, 2697から2700まで, 2701のイ, 2701のロ, 2703, 2704, 2707
- " 字内堀太田久保 2705, 2706
- " 字太田登谷上 2693, 乙2693, 2694から2696まで
- " 字内堀 2702, 2708から2718まで, 2719の1, 2719の2, 2720の1から2720の4まで, 2721の1から2721の5まで, 2722から2725まで, 2726の1から2726の7まで, 2727の1, 2727の2, 2727の4から2727の10まで, 2728の1, 2728の3から2728の11まで, 2729の2, 2729の3, 2729の6, 2729の10, 2733の1, 2733の2, 2734, 2739
- " 字上条向 2731の1, 2735, 2736の1から2736の5まで, 2737の1, 2737の2, 2738のイ, 2738のロ, 2751のイ, 2751のロ, 2758, 2759, 2760のイ, 2760のロ, 2761のイ, 2761のロ, 2762, 2766の1, 2766の2, 2767のイ, 2767のロ, 2768, 2769の1から2769の4まで, 2770から2775まで, 2775の1, 2776から2780まで, 2781の1, 2781の2, 2782, 2783, 2783の1, 2784から2786まで, 2792から2794まで, 2794の1から2794の3まで, 2795, 2796, 2799から2807まで, 乙2807, 2809, 2810, 2810の1, 2811の1から2811の6まで, 2812の1から2812の4まで, 2813, 2813の1, 2831
- " 字九ツ長 2808, 2814から2818まで, 2827のイ, 2827のロ, 2828, 2828の1, 2829の1, 2829の2, 2830, 2832, 2833
- " 字松子ノ上 2659
- 及びこれに伴う国有地の道路等の全部並びに大字追原字南田1696, 1697, 1705, 大字追原字松子2459から2462まで, 乙2462, 大字追原字太田池ノ下2444, 2448から2450まで, 2454, 2455, 2457, 2458, 大字追原字上条向2834の1, 2834の2, 2853, 2837, 2838, 大字追原字九ツ長2822, 大字追原字上谷原2755, 2763から2765まで, 2787から2791まで, 2797, 2798, 2889, 2895に隣接する道路である国有地の全部を大字香澄の里に変更

~~~~~

茨城県告示第1542号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、次の医療機関を指定し、同条第4項の規定に基づき、次の医療機関は指定を辞退したので告示する。

昭和59年12月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

(指 定)

名 称	所 在 地	開 設 者	指定年月日
海 老 原 医 院	取手市野々井636	海 老 原 誠	59.11.1
パークシテイクリニック	土浦市永国町1131-1	岡 山 謙 一	59.11.12

(辞 退)

名 称	所 在 地	開 設 者	辞退年月日
海 老 原 病 院	取手市野々井636	海 老 原 誠	59.10.31
菊 池 病 院	久慈郡大子町大子856	菊 池 恭 一	59.11.6

茨城県告示第1543号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があつたと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により、告示する。

昭和59年12月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

加 入 区	漁 業 協 同 組 合
磯 崎	磯 崎 漁 業 協 同 組 合

茨城県告示第1544号

昭和59年10月8日付けで認可申請のあつた牛渡地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年12月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和59年12月18日から昭和60年1月17日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 出島村役場

茨城県告示第1545号

昭和59年11月12日付けで認可申請のあつた美ヶ野地区の換地計画については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年12月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和59年12月24日から昭和60年1月19日まで
- 3 縦覧の場所 水戸市役所

茨城県告示第1546号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、昭和59年12月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和59年12月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道茨城大洗自転車道線
- 2 供用開始の区間
東茨城郡茨城町大字長岡字田嶋1808番1から
同郡 同町 大字上石崎字親沢4120番まで
- 3 供用開始の期日 昭和59年12月17日

茨城県告示第1547号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき駅南土地区画整理組合の設立については、次のとおり認可した。

昭和59年12月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組合の名称 駅南土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 昭和59年12月17日から昭和63年3月31日まで
- 3 施行地区
常陸太田市山下町字加藤町，字広町，字水門下の各一部及び三才町字西沢目の一部である。
- 4 事務所の所在地 常陸太田市金井町3690番地
常陸太田市役所都市計画課内

- 5 設立認可の年月日
昭和59年12月17日
- 6 事業年度
初年度は設立認可の日から翌年3月31日まで
次年度からは4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法 常陸太田市役所の指定掲示場の掲示

~~~~~

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第63号

昭和59年12月7日茨城県選挙管理委員会の下記委員が死亡したことにより1名欠員となった。

昭和59年12月17日

茨城県選挙管理委員会

委員長 八木下 繁 一

記

住 所 茨城県水戸市西原二丁目4番30号

氏 名 近 藤 章

~~~~~

公 告

~~~~~

●昭和59年度蚕業改良指導員資格試験合格者

昭和59年度に実施した蚕業改良指導員資格試験の合格者を、茨城県蚕業改良普及職員資格試験条例(昭和40年茨城県条例第3号)第6条の規定により次のとおり公表する。

昭和59年12月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

昭和59年度蚕業改良指導員資格試験合格者

| 受験番号 | 氏 名     | 摘 要 |
|------|---------|-----|
| 1    | 藍 原 伸 夫 |     |

~~~~~

●宅地開発事業の工事完了

茨城県宅地開発事業の適正化に関する条例(昭和47年茨城県条例第46号)第9条の設計確認に係る宅地開発事業について、次の区域の工事が完了したので、同条例第16条第3項の規定により公告する。

昭和59年12月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高萩市大字秋山字山下2483番, 同字石田沢2489番, 2491番1, 2493番, 2494番, 2488番, 同字
寺屋敷2498番2, 2510番2, 同字山下2483番1, 2489番1, 2489番2

2 事業主の住所及び氏名

東京都中央区新川1-18-11

高萩炭礦株式会社

代表取締役 菊 池 仁

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について, 次の区域の工事が
完了したので, 同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和59年12月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田市大字高場字庚塚1673の11, 1673の27, 1673の28

2 事業主の住所及び氏名

勝田市高場1285

高場産業株式会社

代表取締役 清 水 武 彦

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡牛久町大字福田字向原2012番53, 2012番165, 2012番166

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡牛久町大字柏田1580番

中村鉄工所

代表 中 村 仁

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡谷田部町大字小野崎字成田284の1, 字千駄苅278の6

2 事業主の住所及び氏名

筑波郡谷田部町小野崎278の1

有限会社 筑波花木センター

代表取締役 小 倉 英 男

●開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第 100 号) 附則第 4 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第 5 項において準用する同法第36条第 3 項の規定により公告する。

昭和59年12月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高萩市大字秋山字樋口2365番 5, 2369番 1, 2369番 3, 2372番 2, 2373番 1, 2373番 2, 2374番, 2374番 2 から2374番 4 まで, 2373番 4, 2373番 5

2 事業主の住所及び氏名

東京都中央区新川 1-18-11

高萩炭礦株式会社

代表取締役 菊 池 仁

●道路位置の指定

建築基準法 (昭和25年法律第 201 号) 第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和59年12月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
潮土木指令 第511号	59.12.7	(株)大殖 (代表) 今野 才一	東京都新宿区新 宿 5-7-11	鹿島郡大野村大字青塚 字砂911番の 8	メートル 4.20	メートル 156.25
竜土木指令 第1071号	"	永和建设株 式会社 代表取締役 小西 功	土浦市港町 1 丁 目 7 番 1 号	稲敷郡阿見町大字曙 397-1	4.30	31.50

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2,000 円)

茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨城県水戸市城東 1 丁目 5 番 5 号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所